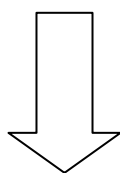


ごみ処理手数料の修正案について

【直接搬入ごみ処理手数料】

- 平成25年度までに10kg当たり120円に引き上げ
激変緩和措置として、
- 平成19年度から10kg当たり80円に引き上げ、
以後は、ごみの減量化実績や社会経済情勢等を考慮し、段階的に引き上げる。



- 平成20年度から10kg当たり60円
以後は、ごみの減量化実績や社会経済情勢等を考慮し、随時見直しする。

※変更の理由

平成15年度の直接搬入ごみ処理手数料の改正において、実質ごみ処理経費に対する負担率を30%に設定したことから、これを根拠としたい。

年度	ごみ処理経費(千円)	ごみ搬入量(トン)	10kg 当り単価
H15	500,825	22,452	223円
H16	450,275	22,486	200円
H17	516,341	22,995	225円
平均	489,314	22,644	216円

$$\text{平均単価} \times \text{負担率} = 216\text{円} \times 30\% = 64.8\text{円} \div \underline{\underline{60\text{円}}}$$

併せ産廃の受入基準について

① 清掃センター受入量の現況

紙くず	木くず	動植物性残渣	繊維くず	合計
200トン	500トン	2,500トン	0トン	3,200トン

300トン以上の事業者：3社(動植物性残渣)

200トン以上の事業者：1社(動植物性残渣)

50トン以上の事業者：3社(動植物性残渣)、1社(木くず)

20トン以上の事業者：1社(動植物性残渣)、17社(木くず)、7社(紙くず)

② 受入基準案

- 併せ産廃は、原則受入禁止とするが小規模事業者を育成するため、許可制により受入数量を制限する。
- 受入基準は、業種、経営規模、ごみ種に関わらず「1事業者の年間受入数量」を制限する。
また、受入数量を平成21年度から25年度まで段階的に減らし、事業者の減量化努力を促すこととする。

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
受入数量	400トン	300トン	200トン	100トン	50トン
減量効果	590トン	890トン	1,250トン	1,650トン	1,890トン

③ 受入許可制の実施案

- 該当事業者は、毎年受入許可申請書とその年の減量計画書を市長に提出する。
- 実施までの期間、市は個別に当該事業者の減量化相談に当たる。
- 三条市の融資制度の紹介(中小企業設備近代化促進資金、小規模企業者振興資金など)

④ 産業廃棄物資源化施設(動植物性残渣リサイクル処理施設)

○(株)サニーテック(三条市)

処理能力：1日112m³(約112トン)

処理料金：250円/10kg(標準処理料金)

○東日本肥料(株)(長岡市)

処理能力：1日30トン

処理料金：搬入量及び搬入頻度により、その都度協議

○ニイガタ食品リサイクルセンター(株)(新潟市)

処理能力：1日50トン

処理料金：250円/10kg 年間100トン以上搬入は200円/10kg